

北見市からのお知らせです

## 【緊急経済対策】

# 住宅リフォーム・解体補助事業のご案内

緊急経済対策として、住宅のリフォーム・建築物の解体をする方に工事費用の一部を補助します。

### ●補助内容

- ・住宅リフォーム工事費、または解体工事費の合計額が30万円(消費税除く)以上のものに補助します。
- ・補助額は**対象工事費用の20%とし、20万円を限度とします。**  
(ただし、空き住宅のリフォームで、平成31年4月1日以前から居住実態がない場合は、30万円を限度とします。)

### ●対象工事

- ・住宅リフォーム工事：住宅の居住性や、耐久性を高める工事等（裏面、対象工事表を参考にしてください。）
- ・解体工事：昭和56年5月31日以前に着工した建築物等をすべて除去し、更地とする工事  
(家財道具等の移転、又は処分を除く)

※ただし、以下の全てに該当すること。

- ・市内建設業者（北見市住宅エコ改修補助資格登録者、北見市競争入札参加資格者等）による工事であること。  
(解体工事の場合は、解体工事業者登録または、解体工事業等の許可を受けたものであること。)
- ・補助金交付決定後に補助事業に着手し、市が定める期限までに完了できる工事であること。

### ●申請条件

※ 下記の他にいくつか条件がありますので、ご注意ください。

#### ■住宅リフォーム工事

- ・平成26年度から令和元年度において、北見市住宅エコ改修補助事業の補助金交付を受けていないこと。
- ・市内に所有し、自ら居住している住宅であること。
- ・空き住宅の場合は、自ら所有又は新たに取得し、当該補助の完了報告時まで自ら居住する住宅であること  
(ただし、建築後未入居は除く)。

#### ■解体工事

- ・個人所有で、建物の所有者、未登記の場合は家屋課税台帳等に記載されている者、又は相続人であること。

※他の支援制度との併用をお考えの方は、事前にご相談ください。

7月1日より  
「北見市住宅エコ改修補助事業」  
の再募集もはじまります！

### ●申請期間

**令和2年7月1日(水) ~ 12月18日(金)【先着順】**

**※ただし、予算には限りがあり、交付累計額が2000万円に達した時点で終了いたします。**

### ●申請方法

- ・補助金交付申請書と必要書類を添えて建設指導課へ提出してください。

※郵送での提出の場合は、事前に建設指導課まで連絡してください。

※申請書は北見市ホームページ (<http://www.city.kitami.lg.jp/>) または建設指導課、各総合支所建設課にて配布)

### ●お問い合わせ等

北見市都市建設部建設指導課 安全推進係

〒090-8501 北見市北2条東1丁目11番地 北2条仮庁舎 4階

TEL (0157) 25-1154 FAX (0157) 25-1207

# 住宅リフォーム 対象工事表

工事内容	可否	備考
住宅の新築・購入（中古住宅含む）	×	
住宅部分の増築	○	
住宅部分の改築	○	
住宅部分の耐震化工事	○	
兼用住宅の住宅部分以外の増築、改築、改修	×	
屋根・外壁・軒天の改修	○	
雪止め金物の設置（屋根設置型）	○	
雨樋の改修	○	
風除室・サンルームの改修、設置	○	住宅と一体であること
住宅と同棟の車庫・物置の改修、設置	○	
住宅と別棟の車庫・物置の改修、設置	×	
ウッドデッキの改修、設置	×	
バルコニーの改修、設置	○	
サッシの改修、設置	○	
窓ガラスの交換	○	
網戸の交換、設置	○	
床・壁・天井の内装材改修	○	
建具の改修、設置	○	
畳新設・交換・表替え	○	
間取り変更に伴う壁等の設置、改修	○	
衛生設備機器の設置・交換 （ユニットバス・便器・洗面化粧台等）	○	据置型浴槽含む
給水・排水・ガス・灯油配管の設置、交換	○	住宅内部に限る
システムキッチンの設置、交換	○	キッチン組込式の食器洗乾燥機・熱源機等は可
家電製品の購入	×	テレビ・冷蔵庫・洗濯機など
照明器具	×	内装工事を伴う場合に限り可（ダウンライト等）
スイッチ・コンセントの設置、交換	○	
TV・BS・CSアンテナの設置、交換	○	屋根・壁等に固定されていて、容易に取外しできないものに限る
住宅用火災警報器	○	電池式も可
暖房機・冷房機・給湯器の設置、交換	○	ボイラー等、床・壁・天井に固定されるものに限る
住宅用エレベーターの設置、改修	○	
換気扇等の設置、改修	○	
防犯システム・インターホンの設置、改修	○	住宅設置のものに限る
造り付け棚、収納等	○	
家具の購入	×	タンス・ソファ・テーブルなど
カーテン・ブラインド・絨毯等	×	
手摺の設置、改修	○	
段差解消用スロープ	○	基礎や床に固定されるものに限る
分譲共同住宅の専用部分	○	専用部分以外は否（共用部、外装、躯体等）
外構（門、塀、ロードヒーティング、融雪槽、植栽等）	×	
看板の設置、改修	×	
設計費	×	確認申請手数料、各種試験費含む
敷地整備費	×	
産業廃棄物運搬処理費	×	
合併処理浄化槽の設置	×	
ペレットストーブ、ペレットボイラーの設置	×	※北見市に助成制度があり、住宅リフォーム補助事業と併用することが可能です。
太陽光発電システム・定置用蓄電システムの設置	×	

☆ 北見市木造住宅耐震改修等補助金<sup>※1</sup>は併用可能です。

※1 昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅の、耐震診断、耐震設計、耐震改修の補助制度です。  
（補助額は 耐震診断：6万円を限度、耐震設計：10万円を限度、耐震改修：70万円を限度）

※詳細につきましては、お問い合わせください。